

官報

昭和二十八年十二月八日

○第十八回衆議院會議録第五号

昭和二十八年十二月八日(火曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和二十七年一度一般会計国庫債務負担行為總調査

第四 昭和二十六年一度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

本日(の)會議に付した事件

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第三 昭和二十七年一度一般会計国庫債務負担行為總調査

日程第四 昭和二十六年一度国有財産増減及び現在額總計算書

日程第五 昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

租税特別措置法の一部を改正する法律案(參議院提出)

町村合併促進法の一部を改正する法律案(參議院提出)

日雇労働者の越年要求に関する請願外三百十七請願

地方行政委員会外八常任委員会及び海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託した事件につき閉會中審査の件(議長免議)

○議長(堤康次郎君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第二、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第四、昭和二十六年一度国有財産増減及び現在額總計算書

○議長(堤康次郎君) 日程第五、昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

午後二時四十一分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第二、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第四、昭和二十六年一度国有財産増減及び現在額總計算書

○議長(堤康次郎君) 日程第五、昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

○議長(堤康次郎君) 日程第六、昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

○議長(堤康次郎君) 日程第七、昭和二十六年一度国有財産無償貸付状況總計算書

和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「四万三千三百円又は三万八千八百円を四万七千五百円又は四万二千七百円に」、「五万六千七百円」を「六万九百円」に改める。

別表中判事、判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

判事										判事補									
一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
七〇〇〇円	六、三〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、六〇〇円	四、四〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	三、六〇〇円	三、四〇〇円	三、二〇〇円	三、〇〇〇円	二、八〇〇円	二、六〇〇円	二、四〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円

簡易裁判所判事

四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
三、七〇〇円	三、五〇〇円	三、三〇〇円	三、一〇〇円	二、九〇〇円	二、七〇〇円	二、五〇〇円	二、三〇〇円	二、一〇〇円	一九〇〇円	一、七〇〇円	一、五〇〇円

附則

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表の改正規定に関する部分を次のように改める。

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

別表

区分	報酬月額	判事補										判事					その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官
		十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	五号	四号	三号	二号	一号			
四号	四七〇〇〇円												五〇七〇〇円	五五、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円
三号	四七、〇〇〇円												五〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円
二号	五〇、〇〇〇円												五三、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	八三、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円
一号	五五、〇〇〇円												五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円	九八、〇〇〇円
十一号	一五、〇〇〇円																			
十号	一七、〇〇〇円																			
九号	一七、〇〇〇円																			
八号	三三、〇〇〇円																			
七号	三三、〇〇〇円																			
六号	二六、〇〇〇円																			
五号	二六、〇〇〇円																			
四号	三三、〇〇〇円																			
三号	三三、〇〇〇円																			
二号	三三、〇〇〇円																			
一号	三三、〇〇〇円																			

区分	報酬月額
五号	五〇、〇〇〇円
六号	五五、〇〇〇円
七号	六〇、〇〇〇円
八号	六五、〇〇〇円
九号	七〇、〇〇〇円
十号	七五、〇〇〇円
十一号	八〇、〇〇〇円
十二号	八五、〇〇〇円
十三号	九〇、〇〇〇円
十四号	九五、〇〇〇円
十五号	一〇〇、〇〇〇円

附則を次のように改める。

この法律中判事、判事補及び簡易裁判所判事に係る部分は昭和二十九年一月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部

を次のように改正する。
第九条中「六万九千円を」七万二千円に、「三万八千八百円を」四万二千七百円に改める。
別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	八〇、〇〇〇円
次長検事	七五、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	六〇、〇〇〇円
その他の検事長	五五、〇〇〇円
一号	六六、〇〇〇円
二号	六六、〇〇〇円
三号	六六、〇〇〇円
四号	六六、〇〇〇円
五号	六六、〇〇〇円
六号	六六、〇〇〇円
七号	六六、〇〇〇円
八号	六六、〇〇〇円
九号	六六、〇〇〇円
十号	六六、〇〇〇円
十一号	六六、〇〇〇円
十二号	六六、〇〇〇円
十三号	六六、〇〇〇円
十四号	六六、〇〇〇円
十五号	六六、〇〇〇円
十六号	六六、〇〇〇円

附則

この法律中検事及び副検事に係る部分は昭和二十九年一月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

区分	報酬月額
十七号	一七、〇〇〇円
十八号	一七、〇〇〇円
一号	一七、〇〇〇円
二号	一七、〇〇〇円
三号	一七、〇〇〇円
四号	一七、〇〇〇円
五号	一七、〇〇〇円
六号	一七、〇〇〇円
七号	一七、〇〇〇円
八号	一七、〇〇〇円
九号	一七、〇〇〇円
十号	一七、〇〇〇円
十一号	一七、〇〇〇円
十二号	一七、〇〇〇円
十三号	一七、〇〇〇円
十四号	一七、〇〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表の改正規定中「七八、〇〇〇円を」八一、〇〇〇円に改める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔小林錦君登壇〕

○小林錦君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本両案は、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例にならい、その給与を改善しようとするものでありまして、両法律の各別表を改正するとともに、裁判官の報酬等に関する法律第十五条と、検察官の俸給等に関する法律第九条に定める報酬または俸給の各月額を改正しようとするものであります。認証官である裁判官及び検察官の報酬または俸給の月額は、一部の不均衡を是正するはかばか、すえ置きにいたせうとするものであります。

法務委員会におきましては、次長検事及び東京検事長以外の検事長について今回例外的に増額の措置をとりながら、同じく認証官である東京以外の高裁長官等をはずしたの是不公平な措置ではないかとの質疑がありました。

これに対し、政府から、認証官は今回は増額しないとの閣議決定はあつたが、次長検事及び東京以外の検事長は、特号検事との従来からのつり合い、事務的に是正したにすぎないとの答弁がございました。

十二月七日、両案につき自由党から修正案が提案されました。その内容は、各高等裁判所長官と東京検事長にそれ〴〵三千円の増額をなさんとするもので、その理由は、裁判官の報酬と検察官の俸給に対する従来の均衡を保持することが適当であるとする法務委員会の伝統の方針に従つたものであります。

採決の結果、両案は全会一致をもつて以上の修正案の通り修正議決せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 両案中、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対しては、佐藤榮作君外三

名から成規により修正案が提出されております。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(佐藤榮作君外三名提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表の改正規定のうち次長検事の項及びその他の検事長の項中「七五、〇〇〇円を「七三、〇〇〇円」に改める。

○議長(堤康次郎君) 修正案の趣旨弁明は提出者から省略の申出があります。

これより採決いたします。まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告にかかる修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立少数。よつて本案の委員長報告にかかる修正は否決されました。

次に、本案は原案の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案に対する佐藤榮作君外三名提出の修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて佐藤榮作君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決されました部分を除き、その他は原案の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその他は原案の通り決しました。

第三 昭和二十七年一般会計国庫債務負担行為総調書

第四 昭和二十六年国庫債務増減及び現在額総計算書

第五 昭和二十六年国庫有財産無償貸付状況総計算書

債貸付状況総計算書

○議長(堤康次郎君) 日程第三、昭和二十七年一般会計国庫債務負担行為総調書、日程第四、昭和二十六年国庫債務増減及び現在額総計算書、日程第五、昭和二十六年国庫有財産無償貸付状況総計算書、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長田中彰治君。

昭和二十七年一般会計国庫債務負担行為総調書に関する報告書

昭和二十六年国庫有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

昭和二十六年国庫有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔田中彰治君登壇〕

○田中彰治君 ただいま上程されました昭和二十六年国庫有財産増減及び現在額総計算書、昭和二十六年国庫有財産無償貸付状況総計算書並びに昭和二十七年一般会計国庫債務負担行為総調書につきまして、決算委員会において審査いたしました経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和二十六年国庫有財産増減及び現在額総計算書について御説明いたします。昭和二十六年中に増加し

ました国有財産は、行政財産六百十八億四千七百八十万円、普通財産六百十七億八千二百八十万円、計千二百三十六億三千九百万円でありました。また、本年度中に減少しました国有財産は、行政財産百二十四億八千七百八十万円、普通財産千六百五億二千六百八十万円、計千九百九十億三千三百六十八万円でありまして、差引いたしまして、総額において四十六億千六百八十万円の純増加となりました。これを前年度末現在額二千七百十六億四千五百八十万円に加算いたしました二千七百六十二億六千二百八十万円が昭和二十六年度末現在の国有財産の総額であります。ちなみに、国有財産法施行令第二十三条により昭和二十七年三月三十一日現在において総合評価をいたしました結果、その総額は八千八百三十四億四千六百八十万円となりまして、台帳価格との差額は六千七百七十一億八千三百余万円となります。

次に、昭和二十六年国庫有財産無償貸付状況総計算書について御説明申し上げます。国有財産法第二十二條及び同条を準用する第十九條及び第二十六條の規定により地方公共団体等に無償で貸し付けてあります国有財産の本年度中に増加した総額は九千七百八十万円で

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 租税特別措置法の一部を改正する法律案

ありまして、減少した総額は千余万円となつておりますので、差引八千六百余万円の純増加となります。これを前年度末現在額七千余万円に加算いたしました一億五千六百余万円が昭和二十六年末現在において無償貸付をしてある国有財産の総額であります。

最後に、昭和二十七年一般会計国庫債務負担行為について御説明申し上げます。昭和二十七年におきまして財政法第十五条第二項の規定により災害復旧その他の緊急の必要がある場合に国庫債務負担行為をすることのできる金額は三十億円でありまして、このうち、昭和二十七年十二月七日火災により焼失した北海道大学工学部の建物の復旧に對しまして、昭和二十八年二月十七日閣議の決定により四百四十四万七千円の範囲内で債務を負担する行為をすることとしたものであります。

以上が右三件の大要であります。本委員会は、本年七月六日政府当局及び会計検査院の説明を聴取し、十二月四日質疑に移り、社会党吉田賢二君より、昭和二十六年国庫有財産増減及び現在額計算書中、行政財産につき郵政省においては資産再評価を行い、その改定による純増差額二百五十八億

三千六百余万円を生じたのに、これが計上を脱落していたしましたので、昭和二十七年分において相当訂正するとの説明がありました。

次いで、討論を省略し採決に入りましたが、多数をもつて右三件をいずれも是認すべきものと議決いたしました次第でございます。

簡単ながら報告を終わります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) まず、日程第三につき採決いたします。本件の委員長報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第四及び第五の両件を一括して採決いたします。両件の委員長報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。両件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両件は委員長報告の通り決しました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、衆議院提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事黒金泰美君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年十二月四日

衆議院議長 河井 彌八

衆議院議長堤康次郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案

法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項各号列記以外の部分中「取引に因る収入金額」の下に

業者の委託を受けて、繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工を加え、「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第七条の七第一項中「取引に因る収入金額」の下に「製糸業者、紡績業者又は織物業者の同項第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額」を加え、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に

「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工」を加え、「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に契約された製糸業者、紡績業者及び織物業者

は製糸業者、紡績業者若しくは織物業

者の委託を受けて、繊維製品につ

いて製織加工、メリヤス加工、染色

加工若しくは整理加工を加え、「第

三号又は第四号」を「第三号から第

五号まで」に改める。

第七条の七第一項中「取引に因る

収入金額」の下に「製糸業者、紡績

業者又は織物業者の同項第二号又は

第三号に掲げる取引の場合にあつて

は、当該取引に係る物品についての

製織加工、メリヤス加工、染色加工

又は整理加工が他の者に委託された

ものであるときは、その委託に因り

その者に支払う金額に相当する金額

を控除した金額」を加え、同条第三

項及び第四項中「第三号又は第四号

」を「第三号から第五号まで」に改め、

同条第五項中「物品の加工」の下に

「若しくは製糸業者、紡績業者若し

くは織物業者の委託を受けて繊維製

品について製織加工、メリヤス加

(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。)の委託に係る加工の取引については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書
〔本号の附録に掲載〕

〔黒金泰美君登壇〕

○黒金泰美君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は参議院から送付せられたものでありまして、提案者の説明によりますれば、この法律案の目的とするところは繊維関係の輸出振興に資せんとするものであります。その内容は、租税特別措置法第七条の六及び第七条の七の適用範囲を拡大し、輸出のため第一次製織加工、メリヤス加工、染色または整理加工をする青色申告提出者個人または法人が製糸、紡績または織物業者から委託を受け加工をなしたる場合におきましても所得税及び法人税の軽減措置をしようとするものであります。しこうして、本法律の施行に

よりましては、税収は減少を予想されないものであります。

この法律案は、本月四日本委員会に付託となり、同五日、提案者参議院議員小林君の説明を聴取いたしました。質疑の内容の報告は省略いたしましたので存じます。

次に、討論におきまして、社会党の春日委員から、陶磁器の加工についても織物と同様考慮すべきものとの要望がなされたのであります。

次に、採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後八時十三分開議

○議長(堤康次郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、参議院提出、町村合併促進法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。町村合併促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

町村合併促進法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年十二月七日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤康次郎殿

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

第五項の規定により提出された意見が都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関するものであるときは、都道府県知事は、直ちに当該意見を内閣総理大臣に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知がないときは、代表者は、第十条第二項の意見を内閣総理大臣に提出することが出来る。

3 内閣総理大臣は、第一項又は前項の意見の提出があつたときは、関係のある市町村及び都道府県に対して、期限を定めて当該境界変更に関する意見を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該境界変更が市町村の区域を合理化するため必要であると認めるときは、関係のある市町村及び都道府県に対して、当該境界変更に関する勧告をすることが出来る。

5 前条の規定の適用については、前項の規定による市町村に対する勧告は、地方自治法第八条の二第一

項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告とみなす。

6 都道府県知事は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する前条第五項の規定による届出を受理したときは、直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。

7 前条第四項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関する地方自治法第七条第三項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

8 第三項の市町村及び都道府県の意見については、当該市町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第十一条の三 町村合併により都道府県の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、町村合併の行われた日から次

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 町村合併促進法の一部を改正する法律案

の一般選挙により選出される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第二章中第二十条の次に次の一条を加える。

(財政援助に関する特例)

第二十条の二 国は、合併町村が国の行財政上の援助に関し町村合併により不利益を受ける結果とな

るような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)その他政令で定める法律及びこれに基く命令の規定にかかわらず、当該町村合併が行われなかつたものとして当該町村が不利益とならないように措置しなければならない。

第三十三条第一項中「六箇月」を「四箇月」に改め、同条第三項中「処分を行うことができる。」の下に「この場合において、当該処分が郡の境界にわたつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あわせて当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。」を加え、同条第六項中「第三項」を「第三項前段」に改める。

第四章中第三十三条の次に次の一条を加える。

(町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置に関する内閣総理大臣の処分)

第三十三条の二 町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置は、関係のある町村及び都道府県の申請に基づき、内閣総理大臣が定める。この場合においては、内閣

総理大臣は、あわせて合併町村の属すべき都道府県及び郡の区域を定めるものとする。

2 前項の規定により内閣総理大臣が合併町村の属すべき都道府県及び郡の区域を定めたときは、関係のある都道府県及び郡の境界は、これに伴い変更するものとする。

3 第一項の申請については、当該町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による町村の設置に関する関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県の当該町村合併に関する申請がないときは、自治庁長官は、期限を定めて関係のある都道府県の意見を求めるとともに、参事の意見を聴いた後その意見を附してこれを内閣総理大臣に上申するものとする。

5 前項の場合において、内閣総理大臣は、関係町村の申請に係る町村合併が町村の規模の適正化の趣旨に適合すると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、関係町村の申請のみに基いて、当該町村合併の処分を行うことができる。

6 第四項の都道府県の意見については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

7 地方自治法の適用については、第一項又は第五項の規定による処分は、同法第七条第三項の規定による処分とみなす。

8 前四項の規定は、都道府県の境界にわたる町村の境界の変更に関し地方自治法第七条第三項の規定による関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県のこれに関する申請がない場合に準用する。

第三十六条中「準用する。」の下に「この場合において、第十一条の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替えるものとする。」を加える。

第三十七条第一項中「(第三条及び第九条の規定を除く。)を準用する。」を「(第三条の規定及び第三号から第六号までに掲げるものについて第九条の規定を除く。)を準用する。この場合において、第十一条の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替えるものとする。」に、同項第二号中「市の区域の一部」を「市の区域の一部又は人口五万未満の市の区域の全部」に、

同項第五号及び第六号中「人口五万以上十万未満の市」を「その勧告の際の人口が五万以上十万未満である市」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第三十九条 この法律の実施のための手続その他その施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(町村職員恩給組合の事務又は規約の変更等)

第四条 町村職員恩給組合は、共同処理する事務を変更し又は組合の規約を変更しようとするときは組合の議会の議決を経て、その組合を組織する町村の数を増減しようとするときは加入し又は脱退しようとする町村との協議により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 町村職員恩給組合に属する町村の廃置分合が行われた場合において、前項の規定にかかわらず、新たに設置された町村は、その設置の日において組合を組織する町村となるものと

し、当該廃置分合に伴う組合を組織する町村の数の増減及び組合の規約の変更は、組合の議会の議決により定める。

3 第一項の協定については、それぞれ当該町村又は当該組合の議会の議決を経なければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(町村の合併により設置された市の町村職員恩給組合への加入等)

第六條の二 町村職員恩給組合に属する町村の廃置分合により市が設置された場合又はこれらの町村が市となつた場合においては、当該市を一の町村とみなして第四條第二項の規定を適用する。但し、当該市は、その市が設置され又は市となつた日から二箇月以内は、市の議会の

議決を経て組合に申し出ることにより、組合を組織する市とならなかつたものとする事ができる。

2 前項の規定により町村職員恩給組合を組織する市以外の市(市の加入する市町村の一部事務組合を含む。以下次項において同じ。)は、組合に加入することができ。

3 第一項の規定により町村職員恩給組合を組織する市となつた市及び前項の規定により組合に加入する市は、この法律の適用については、一の町村とみなす。

4 第一項の規定により町村職員恩給組合を組織する市となる場合を除く外、組合に属する町村の区域の全部又は一部が市の区域となる場合及び同項但書の規定により市が組合を組織する市とならなかつた場合においては、当該市は、政令の定めるところにより、関係町村(当該町村の区域がその区域に属していた町村を含む。)の職員であつた者に係る退職年金及び退職一時金に

関する事務を承継するものとする。

5 前項の場合においては、当該町村の職員であつた者で引き続き市職員の職となつたものの退職年金又は退職一時金の支給については、その者が当該町村の職員として在職した期間(当該町村の加入する町村職員恩給組合において、当該町村の職員としての在職期間に算入する期間を含む。)は、条例の定めるところにより、当該市の職員として在職していたものとして取り扱わなければならない。

6 町村職員恩給組合は、政令の定めるところにより、第四項の規定により市に承継される退職年金及び退職一時金に関する事務に係る資金を当該市に引き継がなければならない。

7 第四項の規定による退職年金及び退職一時金に関する事務の承継について、市と町村職員恩給組合との間において意見が一致しないときは、そのいずれかからの申請に基いて、都道府県知事が、これを定める。

町村合併促進法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

〔中井一夫君登壇〕

○中井一夫君 ただいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果をきわめて簡単に御報告いたし、詳細は速記録に議事をお許し願いたいと存じます。本法案は参議院提出にかかるものでありまして、その趣旨は、町村合併促進法立案の当時予想せざりし各種の問題に対処し、同法の立法目的を十分に具現せしめ、これによつて町村合併の実施を一層円滑に行い得るようになんとするものであります。

本委員会におきましては、十二月七日日本法案の付託を受け、即日参議院地方行政委員会理事石村幸作君より提案理由の説明を聴取し、本八日質疑応答を行い、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤廣次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤廣次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日雇労働者の越年要求に関する請願外三百十七請願

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日雇労働者の越年要求に関する請願外三百十七請願を一括して議題となし、その審議を進められんことを望みます。

日雇労働者の越年要求に関する請願(山花秀雄君紹介)(第一三七号)

同(山花秀雄君紹介)(第四五七号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第五〇六号)

失業対策事業就労労働者に年末手当支給に関する請願(佐々木更三君紹介)(第三六二号)

失業対策事業就労労働者の越年要求に関する請願(佐々木更三君紹介)(第四五八号)

駐留軍労働者の給与引上げ等に関する請願(鈴木茂三郎君紹介)(第五一二号)

秋田県十二所町の地域給指定に関する請願(細野三千雄君紹介)(第一号) 秋田県昭和町の地域給指定に関する請願(細野三千雄君紹介)(第二号)

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 日雇労働者の越年要求に関する請願外三百十七請願

一二四

- 秋田県一日市町の地域給引上げの請願
(細野三千雄君紹介)(第三号)
同(石山權作君紹介)(第四号)
秋田県船川港町の地域給引上げの請願
(細野三千雄君紹介)(第五号)
同(石山權作君紹介)(第六号)
秋田県能代市の地域給等引上げの請願
(石山權作君紹介)(第七号)
秋田県四ツ小屋村の地域給指定に関する請願(齋藤憲三君紹介)(第九号)
同(石山權作君紹介)(第一〇号)
宮城県中津山村の地域給指定に関する請願(小山倉之助君紹介)(第一一号)
群馬県渋川町の地域給引上げの請願
(武藤運十郎君紹介)(第二二号)
栃木県宇都宮市の地域給引上げの請願
(黒澤幸一君紹介)(第二四号)
栃木県地域給指定等に関する請願
(黒澤幸一君紹介)(第一五号)
茨城県平磯町の地域給引上げの請願
(赤城宗徳君紹介)(第一六号)
長野県上田市の地域給引上げの請願
(松平忠久君紹介)(第一七号)
東京都青梅市の地域給引上げの請願
(山花秀雄君紹介)(第二二号)
東京都西多摩郡の地域給引上げの請願
(並木芳雄君紹介)(第二三号)
京都府福知山市の地域給引上げの請願
(加賀田進君紹介)(第三号)
岐阜県中津川市の地域給引上げの請願
(橋本次郎君紹介)(第二四号)
三重県津市の地域給引上げの請願
(中井徳次郎君紹介)(第二五号)
和歌山県高野町の地域給引上げの請願
(辻原弘市君紹介)(第二六号)
和歌山県新庄村の地域給引上げの請願
(辻原弘市君紹介)(第二七号)
和歌山県高野町の寒冷地手当支給に関する請願(辻原弘市君紹介)(第二八号)
兵庫県八鹿町の地域給引上げの請願
(佐々木盛雄君紹介)(第二九号)
兵庫県赤井村の地域給指定に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第三〇号)
愛知県小坂井町の地域給引上げの請願
(福井勇君紹介)(第四四号)
愛知県形原町及び西浦町の地域給引上げの請願(福井勇君紹介)(第四五号)
愛知県田原町の地域給引上げの請願
(福井勇君紹介)(第四六号)
愛知県新城町の地域給引上げの請願
(福井勇君紹介)(第四七号)
愛知県御津町の地域給引上げの請願
(福井勇君紹介)(第四八号)
愛媛県下灘村の地域給指定に関する請願(武知勇記君紹介)(第五一号)
香川県善通寺町の地域給引上げの請願
(池田清志君紹介)(第五二号)
香川県高松市の地域給引上げの請願
(赤城宗徳君紹介)(第五三号)
大分県飯田村の寒冷地手当支給に関する請願(廣瀬正雄君紹介)(第五四号)
大分県竹田町及び豊岡村の地域給引上げの請願(木下郁君紹介)(第五五号)
熊本県玉名町の地域給引上げの請願
(大藤唯男君紹介)(第五六号)
鹿児島県鹿児島市の地域給引上げの請願
(迫水久常君紹介)(第五八号)
福岡県神興村の地域給引上げの請願
(長正路君紹介)(第五九号)
福岡県神興村の地域給引上げの請願
(長正路君紹介)(第六〇号)
福岡県神楽町の地域給引上げの請願
(長正路君紹介)(第六一号)
福岡県泉村の地域給引上げの請願
(池田順治君紹介)(第六二号)
福岡県犀川町の地域給引上げの請願
(池田順治君紹介)(第六三号)
福岡県津野村の地域給引上げの請願
(池田順治君紹介)(第六四号)
宮城県佐沼町の地域給引上げの請願
(長谷川峻君紹介)(第六六号)
長崎県高浜村の地域給引上げの請願
(田口長治郎君紹介)(第六七号)
長崎県小浜町の地域給引上げの請願
(田口長治郎君紹介)(第六八号)
勤務地手当廃止に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第六九号)
同(松平忠久君紹介)(第七七号)
同(吉川久衛君紹介)(第七八号)
同(佐瀬昌三君紹介)(第七九号)
秋田県毛馬内町の地域給引上げの請願
(細野三千雄君紹介)(第八二号)
秋田県小坂町の地域給引上げの請願
(細野三千雄君紹介)(第八三号)
宮城県中津山村の地域給指定に関する請願(長谷川峻君紹介)(第八四号)
愛知県幡山村の地域給引上げの請願
(早稻田柳右エ門君紹介)(第八六号)
愛知県長久手村の地域給引上げの請願
(早稻田柳右エ門君紹介)(第八七号)
茨城県江戸崎町の地域給引上げの請願
(葉梨新五郎君紹介)(第八九号)
茨城県谷田部町の地域給引上げの請願
(赤城宗徳君紹介)(第九一号)
茨城県布川町の地域給引上げの請願
(赤城宗徳君紹介)(第九二号)
茨城県鉾田町の地域給引上げの請願
(赤城宗徳君紹介)(第九四号)
埼玉県谷塚町の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第九五号)
埼玉県片柳村の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第九六号)
埼玉県北本宿村の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第九七号)
埼玉県戸塚村の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第九八号)
埼玉県美笹村の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第九九号)
埼玉県指扇村の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第一〇〇号)
埼玉県戸田町の地域給引上げの請願
(福永健司君紹介)(第一〇一号)
埼玉県宗岡村外二箇村の地域給引上げの請願(福永健司君紹介)(第一〇二号)
栃木県大田原町の地域給引上げの請願
(船田中君紹介)(第一〇五号)
栃木県足尾町の地域給引上げの請願
(船田中君紹介)(第一〇六号)
栃木県那須村の地域給指定に関する請願外一件(船田中君紹介)(第一〇七号)
長野県上田市の地域給引上げの請願
(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇八号)
長野県下諏訪町の地域給引上げの請願
(原茂君紹介)(第一〇九号)

一二六

福井県上中地区の地域給指定に関する
請願（齋木重一君紹介）（第三七二）

号

和夫坂崎村の地場総指定に関する

卷之五

福井県栗野村の地域給引上げの請願

(齋木重一君紹介)(第三九七号)

群馬県安中町の地域給上げの請願

(中曾根康弘君紹介)(第三九八号)

(佐々木更三君紹介)(第三九、九号)

宮城県広瀨村の地域給指定に関する

佐々木更三君紹介（第四〇〇）

卷一

三金事三禾精父（第四）

左買具入呆良寸の也或合旨定て廻す

る請願（井手以誠君紹介）（第四〇四

号)

佐賀県金立村の地域給指定に関する請

願（井手）以誠君紹介（第四〇六号）

頭二三以我替召个ノノ寫用ノノ人号ノ

左賀泉南茂安村の也或給指定に關す

る請願（井手以誠君紹介）（第四一

号)

佐賀県久里村の地域給指定に関する

号

頭(福田昌子君紹介)(第四九九号)

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 地方行政委員会外入常任委員会及び海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託した事件につき閉会中 一三八

熊本県水俣市の地域給引上げの請願
(松前重義君紹介)(第五〇〇号)

請願(荒船清十郎君紹介)(第五二一
号)

埼玉県大槻村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五四七
号)

埼玉県児玉町の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八四号)

福井県長畝村の地域給指定に関する請
願(坪川信三君紹介)(第五九八号)

岡山県西大寺市の地域給引上げの請
願(和田博雄君紹介)(第五〇一号)

埼玉県国神村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五二二
号)

埼玉県原谷村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五四八
号)

埼玉県妻沼町の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八五号)

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。

岡山県上道町の地域給指定に関する
請願(和田博雄君紹介)(第五〇二
号)

埼玉県金沢村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五二三
号)

埼玉県大滝村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五四九
号)

埼玉県吉田町の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八六号)

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

岡山県邑久町の地域給引上げの請願
(和田博雄君紹介)(第五〇三号)

埼玉県荒川村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五二四
号)

埼玉県武川村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五七四
号)

埼玉県野上町の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八八号)

日雇労働者の越年要求に関する請願
外三百十七請願を一括して議題とい
します。

和歌山県串本町の地域給引上げの請
願(田淵光一君紹介)(第五〇四号)

滋賀県瀬田町の地域給引上げの請願
(矢尾喜三郎君紹介)(第五〇五号)

埼玉県御正村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五七
六号)

埼玉県高橋村の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八九号)

日雇労働者の越年要求に関する請願
外三百十七請願に関する報告書
[本号の附録に掲載]

埼玉県丹荘村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五一六
号)

埼玉県吉岡村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五三八
号)

埼玉県市田村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五七
七号)

埼玉県比野町の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五九一号)

○議長(堤康次郎君) 各請願は委員長
の報告を省略して採択するに御異議あ
りませんか。

埼玉県小原村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五一七
号)

埼玉県別府村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五三九
号)

埼玉県神保原村の地域給引上げの請
願(荒船清十郎君紹介)(第五七八
号)

埼玉県秩父市の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五九二号)

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて各請願はいずれも採択
するに決しました。

埼玉県藤田村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五一八
号)

埼玉県明戸村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五四〇
号)

埼玉県大寄村の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五七九号)

宮城県松島町の地域給引上げの請願
(只野直三郎君紹介)(第五九三号)

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて各請願はいずれも採択
するに決しました。

埼玉県長峰村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五一九
号)

埼玉県桑村の地域給指定に関する請
願(荒船清十郎君紹介)(第五四一
号)

埼玉県幡羅村の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八一号)

宮城県鳴子町の地域給引上げの請願
(只野直三郎君紹介)(第五九四号)

地方行政委員会外入常任委員会及
び海外同胞引揚及び遺家族援護に
関する調査特別委員会に付託した
事件につき閉会中審査の件(議長
発議)

埼玉県影森村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五二〇
号)

埼玉県尾田村の地域給指定に関する
請願(荒船清十郎君紹介)(第五四
六号)

埼玉県岡部村の地域給引上げの請願
(荒船清十郎君紹介)(第五八二号)

宮城県仙沼市の地域給引上げの請
願(只野直三郎君紹介)(第五九六号)

同(日野吉夫君紹介)(第五九七号)

埼玉県久那村の地域給指定に関する

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号 議長の報告

閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨七日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は参議院議員土田國太郎君が中央酒類審議会委員に就くことができる旨の通知書を受領した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨七日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は人事官に浅井清君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、人事院總裁浅井清は去る六日任期満了につき、その政府委員は自然消滅になった。

一、昨七日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

人事院總裁 浅井 清

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、昨七日議長において承認した浅井清を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、今八日召集に応じた議員は次の通りである。

青森県第一区選出 夏堀源三郎君

一、昨七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

池田 勇人君 江藤 夏雄君

人事委員

高橋圓三郎君 田子 一民君

三和 精一君 山中 貞則君

地方行政委員

熊谷 憲一君 佐藤 親弘君

三浦寅之助君

法務委員 井伊 誠一君

外務委員 北 吟吉君

大蔵委員

大上 司君 島村 一郎君

山口 好一君

文部委員 森 清君

農林委員

平野 三郎君 松野 頼三君

水産委員

安藤 正純君 倉石 忠雄君

保利 茂君

通商産業委員

高橋 英吉君 馬場 元治君

運輸委員

岡野 清豪君 田中伊三次君

橋 兼次郎君 熊本 虎三君

郵政委員

苦米地英俊君 大西 正道君

労働委員

岡本 忠雄君 田中 龍夫君

田淵 光一君 永田 良吉君

長谷川 峻君 吉武 恵市君

多賀谷眞稔君 竹谷源太郎君

中村 高一君 高田 弥市君

建設委員

経済安定委員

秋山 利恭君 木村 文男君

予算委員 滝井 義高君

議院運営委員 山下 榮二君

一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

永田 良吉君 熊谷 憲一君

人事委員

岡野 清豪君 松野 頼三君

山口 好一君 森 清君

地方行政委員

江藤 夏雄君 北 吟吉君

高田 弥市君

法務委員 今澄 勇君

外務委員 佐藤 親弘君

大蔵委員

苦米地英俊君 馬場 元治君

三和 精一君 山中 貞則君

農林委員

秋山 利恭君 田子 一民君

水産委員

高橋 英吉君 田淵 光一君

吉武 恵市君

通商産業委員

田中 龍夫君 島村 一郎君

運輸委員

高橋圓三郎君 岡本 忠雄君

多賀谷眞稔君 竹谷源太郎君

郵政委員

大上 司君 中村 高一君

労働委員

田中伊三次君 安藤 正純君

倉石 忠雄君 池田 勇人君

木村 文男君 保利 茂君

橋 兼次郎君 熊本 虎三君

建設委員

経済安定委員

平野 三郎君 長谷川 峻君

予算委員

議院運営委員 武藤運十郎君

春日 一幸君

一、今八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 井伊 誠一君 (理事井伊誠一君昨七日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 苦米地英俊君 (理事大上司君昨七日委員辞任につきその補欠)

農林委員

理事 黒金 泰美君 (理事苦米地英俊君今八日理事辞任につきその補欠)

文部委員会

理事 町村 金五君 (理事田中久雄君今八日委員辞任につきその補欠)

水産委員会

理事 田淵 光一君 (理事田淵光一君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、今八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

江藤 夏雄君 北 吟吉君

高田 弥市君

法務委員 今澄 勇君

外務委員 佐藤 親弘君

大蔵委員

馬場 元治君 島村 一郎君

文部委員

田中 久雄君 長 正路君

池田正之輔君

厚生委員

石井光次郎君

農林委員

田子 一民君

通商産業委員	島村 一郎君	山口シヅエ君	運輸委員	多賀谷眞稔君	電気通信委員	寺島隆太郎君	労働委員	田中伊三次君	建設委員	松田竹千代君	三浦寅之助君	経済安定委員	楠美 省吾君	予算委員	青野 武一君	一、今八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員	江藤 夏雄君	地方行政委員	熊谷 憲一君	佐藤 親弘君	三浦寅之助君	法務委員	井伊 誠一君	北 吟吉君	外務委員	大蔵委員	島村 一郎君	田中伊三次君	文部委員	楠美 省吾君	菊川 忠雄君	松田竹千代君	厚生委員	寺島隆太郎君	農林委員	庄司 一郎君																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
通商産業委員	馬場 元治君	中井徳次郎君	運輸委員	楠 兼次郎君	電気通信委員	石井光次郎君	労働委員	島村 一郎君	青野 武一君	池田正之輔君	建設委員	高田 弥市君	山口シヅエ君	田中 久雄君	一、昨七日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。	町村合併促進法の一部を改正する法律案	一、昨七日委員会に付託された議案は次の通りである。	町村合併促進法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二号)	地方行政委員会 付託	一、昨七日参議院に送付した条約は次の通りである。	関税及び貿易に関する一般協定のありる締約国と日本国との通商関係の規制に関する宣言への署名について承認を求めるの件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

昭和二十八年十二月八日 衆議院會議録第五号

一三一

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局